

美祿市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会会議運営について（案）

1 会議の公開について

- (1) 原則として公開するものとし、会長が必要と認める場合には、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。
- (2) 議事の内容については、広報 げんきみね。や、市のホームページなどを活用するものとする。

2 会議の傍聴について

- (1) 会議の傍聴については、原則として自由とする。
- (2) 傍聴希望者多数の場合には、人数を制限することができる。
- (3) 傍聴希望者は、受付簿へ住所、氏名を記入し、傍聴席で傍聴を行う。
- (4) 傍聴者には、委員と同様の資料を配布するものとする。
- (5) 会議の録音や写真撮影、ビデオ撮影等は認めないものとする。ただし、報道機関等で会長の許可を得た者については、この限りではない。
- (6) 傍聴者の発言は認めないものとする。
- (7) 傍聴者に会議の規律を乱す言動等があった場合は、これを制し、従わない場合は退場させるものとする。

3 その他

その他、会議運営において必要な事項が生じた場合は、審議会において協議するものとする。

傍聴人受付簿

第 回 美祢市まち・ひと・
しごと創生総合戦略審議会
平成 年 月 日
美祢市民会館 大会議室

No.	住所	氏名	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			